

郡山市告示第233号

郡山市安積町笹川字彼岸塚の一部、字蛇石の一部、字雷堂の一部、字関谷田の一部、字経坦の一部、字目光池西の一部及び字中ノ渡戸の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4の規定による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により告示する。
なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年8月12日

郡山市長 椎根 健雄

1 地図及び簿冊の名称

別紙のとおり

2 閲覧期間 令和7年8月13日（水）から令和7年9月1日（月）まで（20日間）

3 閲覧場所

期間	場所	時間
令和7年8月13日（水）から 令和7年8月21日（木）まで	郡山市安積町笹川字吉田40番地の81 安積南地域公民館 小会議室	午前9時30分から 午後3時まで
令和7年8月22日（金）から 令和7年9月1日（月）まで	郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所 別棟第6会議室	

4 その他

- 簿冊は、令和6年7月25日現在の状況によって調査し、地図は、令和7年1月に測量し作成したものである。
- 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、2の閲覧期間に、郡山市長に訂正の申出をすることができる。
 - 誤り等訂正の申出は、書面により行うので各自印章を持参すること。
 - 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

別紙

地図及び簿冊の名称

(1) 地図 甲3 1/500 (笹川第10地区)

L¹⁰区画

12-1 (一部)、12-2 (一部)、13-1 (一部)

Q⁹区画

23-1 (一部)、23-2 (一部)、23-3 (一部)、23-4 (一部)、24-1 (一部)、
24-3 (一部)、33-1 (一部)、33-2 (一部)、33-3 (一部)、33-4 (一部)、
34-1 (一部)、34-3 (一部)、42-2 (一部)、42-4 (一部)、43-1 (一部)、
43-2 (一部)、43-3 (一部)、43-4 (一部)、52-2 (一部)、52-3 (一部)、
52-4 (一部)、53-1 (一部)、53-2 (一部)、53-3 (一部)、53-4 (一部)

計28面

(2) 簿冊

笹川第10地区

郡山市安積町笹川字彼岸塚の一部、字蛇石の一部、字雷堂の一部、字関谷田の一部、字経坦の一部、
字目光池西の一部、字中ノ渡戸の一部